

入 札 説 明 書

宮崎県が行うプリンタの賃貸借及び保守業務の入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年10月11日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 プリンタの賃貸借及び保守業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から5年間

3 業務の仕様等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は上記2の（4）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、（1）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格名簿に登載されている者であり、業種がサービス（役務の提供）に関する業務で、種目が賃貸業務又は電算業務であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサー

ビスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6) 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む)を有する者であること。

6 入札参加資格確認申請の方法

(1) この競争入札の参加資格の確認を受けようとする者は、別紙様式 1「入札参加資格確認申請書」(以下「資格確認申請書類」という。)を、下記により持参又は送付により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた場合、これに応じなければならない

(2) 資格確認申請書類の受付期限

令和 6 年 10 月 25 日(金) 午後 5 時まで

(3) 資格確認申請書類の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課 保護担当

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

電話番号 0985-26-7075

(4) 資格審査結果の通知

令和 6 年 10 月 30 日(水)までに参加資格の確認結果を通知する。

7 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 6 の(3)に同じ。

(2) 期間 令和 6 年 10 月 11 日(金)から令和 6 年 10 月 25 日(金)まで
(午前 9 時から午後 5 時まで。閉庁日を除く。)

8 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所 宮崎県防災庁舎 2 階 プレスルーム (共用会議室 2-2)

イ 日時 令和 6 年 11 月 6 日(水) 午後 2 時から

(2) 入札に参加する者は、別紙様式 2 による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。

(4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

入札書の賃貸借及び保守料は、賃貸借期間を 60 か月とした場合における 60 か月分を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 3 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏

名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「《プリンタの賃貸借及び保守業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (7) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (9) 開札には各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (10) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

13 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県福祉保健部福祉保健課保護担当

郵便番号 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985(26)7075